

介護保険料（新型コロナウイルス感染症関係）判定簡易フローチャート

新型コロナウイルス感染症により、
被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、
または1か月以上の入院治療を要する重篤な傷病を負った。

はい

**申請により、
介護保険料の全額が免除されます。**

いいえ

主たる生計維持者は、2020年中の収入に、
「事業収入」「不動産収入」
「山林収入」「給与収入」のいずれかがある。

はい

主たる生計維持者は、
「事業収入」「不動産収入」
「山林収入」「給与収入」のいずれかについて、
「2021年中の収入」と「2020年中の収入」とを比べると、10分の3以上減少する見込みである。

いいえ

**減免の
対象外**

いいえ

**減免の
対象外**

はい

以下の①又は②に該当する。
①主たる生計維持者の、「2021年中の収入」と「2020年中の収入」とを比べると10分の3以上減少する見込みである収入にかかる2020年中の所得が0円である。
②主たる生計維持者の2020年中の所得の合計額が0円以下である。

はい

**減免の
対象外**

いいえ

主たる生計維持者の、2020年中の所得の合計額が400万円以下である。
※ただし、「2021年中の収入」と「2020年中の収入」とを比べると10分の3以上減少する見込みである収入にかかる所得を除いた合計額

いいえ

**減免の
対象外**

はい

**申請により、
介護保険料の一部が減額されます。**